

千葉県 道路の放置車両に対する円滑な対応に関するプロジェクト会議

日 時：令和8年8月18日（火） 16：00～

開催方法：WEB会議

次 第

1 開会

2 議事 (1) 道路の放置車両の状況（国、県、市）

(2) その他情報提供

(3) 意見交換

3 閉会

千葉県 道路の放置車両に対する円滑な対応に関する

プロジェクトチーム構成員

- ・ 国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所 副所長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所 副所長
- ・ 千葉県 県土整備部 道路環境課長
- ・ 千葉県 県土整備部 災害対策担当課長
- ・ 千葉市 建設局 土木部 土木管理課長
- ・ 国土交通省関東運輸局 総務部 安全防災・危機管理課長
- ・ 千葉県警察本部 交通部 交通規制課長
- ・ 千葉県レッカー事業協同組合 理事長

①放置車両の現況



②放置車両の現況



③道路管理者による車両等の移動

レッカー車及び移動用ジャッキによる移動



被災した自動車の処理の流れ

STEP 0

災害対策基本法に基づく区間指定

- 災害対策基本法に基づく区間指定（第76条の6第1項）
- 当該指定した区間をHP等で周知（第76条の6第2項）



STEP 1

自治体が集めて保管

所有者等による保管が可能な場合を除き、自治体が安全に移動・保管

原則として、所有者等の意思確認が必要

【移動・保管に関する留意事項】

- ・廃油・廃液が漏れている車は漏出対策。EV・HV等は高電圧に注意し、絶縁防具等を着用
- ・後日の問い合わせに備え、移動前の自動車の状態を写真等で記録



STEP 2

所有者等を捜す努力

車両ナンバー等から所有者等を照会し、所有者と連絡を取り意思確認



STEP 3

所有者が判明した場合

- 所有者等へ引き渡し

所有者が不明の場合

- 所有者等と連絡が取れない場合や、確知されない場合は、自治体が引取業者へ引き渡し

所有者が自治体に処分を委ねた場合

- 所有者等の意思を確認し、処分を委ねられた場合は自治体が引き渡し事務を代行可能



STEP 4

引き渡した自動車に関する情報提供

事後の抹消登録手続き等のため、引取業者へ引き渡した自動車に関する情報を問い合わせ先に提供

- 提供する情報：車両ナンバー又は車台番号

特に注意

- ・所有者等が後から申し出る可能性があるため、車両番号・保管/引渡し状況・写真を記録し、リスト化して残す。
- ・自治体が引き渡しを代行する場合は、所有者等の意思確認や権利放棄の扱いを明確にしておく。
- ・大部分の車両はすでにリサイクル料金が預託されているので、通常、引き渡し時に処理料金は不要。

千葉県内放置車両台数

8/18 9:00時点

道路管理者	放置車両台数
国	43台
県	93台
千葉市	約200台（幹線道路）

千葉市を除く市町村

地域別	放置車両台数
八千代市	31台
習志野市	6台
市川市	5台
船橋市	15台
松戸市	38台
鎌ヶ谷市	18台
柏市	12台
我孫子市	2台
佐倉市	39台
四街道市	40台
八街市	10台
印西市	2台
白井市	40台
酒々井町	1台
東金市	3台
大網白里市	12台
茂原市	5台

267台